

## 成果目標① 施設入所者の地域生活への移行

### 1 第6期計画等の振り返り

#### (1) 施設入所者の地域移行者数

本市の成果目標は、第6期期間中(R3～R5)の目標を「施設入所者の地域移行者数を令和元年度施設入所者数の6%(36人)とする」としていたが、令和4年度までの達成は「施設入所者数の0.3%(2人)」であり、目標達成は難しい状況である。

#### (2) 施設入所者の減少数

本市の成果目標は、第6期期間中(R3～R5)の目標を「令和元年度施設入所者数▲1.6%(▲10人)」としていたが、令和4年度までの実績は「▲37人」であり、目標を達成する見通しである。

### 2 成果目標(案)

#### (1) 施設入所者の地域移行者数

国の基本指針では、第7期期間中の目標を「施設入所者の地域移行者数を令和4年度施設入所者数の6%以上とする」としている。本市においては、第6期における目標達成が困難な状況であることから、施設入所者の地域移行者数を国の基本指針の下限である34人(≧令和4年度施設入所者数555人の6%)とする。

#### (2) 施設入所者の減少数

国の基本指針では、第7期期間中の目標を「令和4年度施設入所者数▲5%以上」としている。本市における第6期期間中の達成状況と今後の減少数を鑑み、目標は国の基本指針どおり「令和4年度施設入所者数▲5%＝▲28人」とする。

### 3 目標達成に向けての取組

- 地域で安全・安心に暮らすための体制整備:地域生活支援拠点等が有する機能の充実(成果目標③)
- 地域における居住先の確保:グループホーム事業所数の増
- 障がい者の重度化・高齢化に対応する支援員のスキルアップに向けた研修等の実施について検討

## 成果目標② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

※ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム

### 1 第6期計画等の振り返り

本市の成果目標は「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を年1回以上開催するというものだったが、令和3年度に3回、令和4年度に6回の協議の場を開催して地域の現状と課題解決に向けた取組等の確認シートを作成する等の成果を挙げており、目標を達成している。

### 2 成果目標(案)

国の基本指針では、「保健・医療・福祉関係者による協議の場」の開催回数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定することとされている。本市においては、これまでの開催実績を鑑みて、毎年度4回開催して1回目標設定・評価を実施することを成果目標とする。

### 3 目標達成に向けての取組

○コアメンバーで成果目標を共有し、協議の場を円滑に進められるよう取り計らう。

○医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い・教育（普及啓発）の5項目からなる構成要素に分類される課題の中から、協議の場で毎年度取り組むべき目標を選定して達成に向けた活動を行い、活動結果の評価を実施する。

## 成果目標③ 地域生活支援の充実

### 1 第6期計画等の振り返り

本市の成果目標は、拠点等整備の状況について継続的に協議し、拠点機能の強化・充実を図るというものだった。拠点機能のうちの相談の機能においては、市内を4地域に分割し、担当地域に居住する障がい者からの一般的な相談に対応する業務の委託を令和5年度から開始するなど、一定程度整理が進んだ。緊急時の受入れ・対応の機能においては、短期入所事業所の空き情報を関係者が随時把握できる仕組みを構築した。また、居住支援機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能においては、自立支援協議会各部会の研修等を通じて取組を進めた。

### 2 成果目標(案)

国の基本指針では、「効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討する」、「強度行動障害を有する人の支援ニーズを把握し、ニーズへの対応を検討する」とされており、本市でも国の基本指針どおりとする。

### 3 目標達成に向けての取組

- 本市と基幹相談支援センターが連携して必要な取組を実施するとともに、自立支援協議会各部会の活動を通じて、部会員間、関係機関、高齢者分野の専門職等との連携を強化することにより、地域生活支援体制の充実につなげる。
- 強度行動障害を有する人の支援ニーズ把握について、アンケート調査やヒアリング調査など、考えられる手法の中から適切なものを選定し、実施する。

## 成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等①

### 1 第6期計画等の振り返り

#### (1)福祉施設から一般就労への移行者数

本市の成果目標は、第6期期間中(R3~R5)に「福祉施設利用者の一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍(84人)とする」としていたが、期間中の移行者数は最高で0.80倍(53人)であり、目標を大きく下回る状況である。

#### (2)就労定着支援事業所創設

本市の成果目標は、就労定着支援事業所創設の機運を高めるというものであり、令和4年度に1事業所創設されたことから、目標達成済みである。

### 2 成果目標(案)

#### (1)福祉施設から一般就労への移行者数

国の基本指針では、第7期期間中の目標を「福祉施設利用者の一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする」としている。本市においては、国が示す目標値の事業所別内訳に従い、福祉施設利用者の一般就労への移行者数を70人とする。

※国の基本指針に則した、目標値の事業所別内訳

ア 就労移行支援事業所からの移行者数 48人【令和3年度実績の1.31倍】

イ 就労継続支援A型事業所からの移行者数 4人【令和3年度実績の1.29倍】

ウ 就労継続支援B型事業所からの移行者数 18人【令和3年度実績の1.28倍】

#### (2)就労定着支援事業利用者数

国の基本指針では、第7期期間中の目標を「就労定着支援事業を利用する者を令和3年度実績の1.41倍以上とする」としている。本市においては、令和3年度実績が0だったため、令和4年度実績を参照し、利用者数の目標値を13人(≧令和4年度利用者数9人の1.41倍)とする。

## 成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等②

### 3 目標達成に向けての取組

- 障がい者雇用分野における関係機関の連携を強化し、支援ノウハウや有益な情報の共有を進める。
- 就業後の障がい者の職場定着支援体制を充実させることにより、雇用する側の不安感を低減し就業先の増加につなげる。
- 特別支援学校在校生の進路選択や就労希望者への体験機会の提供を目的とした「障害者職場実習推進事業」等の取組を推進していく。

## 成果目標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

### 1 第6期計画等の振返り

第6期 成果目標	児童発達支援センターの設置	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の確保	医療的ケア児に係る協議の場
達成状況	児童発達支援センター設置数:6か所 (令和5年4月現在)	保育所等訪問支援利用者数:25人 (令和5年3月現在)	重症心身障がい児が通所する事業所数:4か所 (令和5年4月現在)	令和元年度から,市関係部局と相談実施機関にて医療的ケア児に係る会議を実施

### 2 成果目標(案)

- (1)児童発達支援センターの設置 (2)重症心身障がい児を支援する障害児通所事業所の確保  
～国の基本指針にある成果目標は達成済みであることから設定しない。ただし,各項目を充実させるための取組を実施する。
- (3)障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- (4)医療的ケア児等コーディネーターの設置を目指す。

### 3 目標達成に向けての取組

- (1)児童発達支援センターの設置～本市の実情に応じた,センターとしての機能の発揮の仕方について検討を進める。
- (2)重症心身障がい児を支援する事業所の確保～ニーズを把握し,適正な事業所数等を検討する。
- (3)インクルージョンの推進～児童発達支援センターにおける地域のインクルージョン推進の中核機能を充実させ,保育所等訪問支援事業を受け入れる機関(保育所・小学校等)に対する理解促進を図る。
- (4)医療的ケア児に係る協議の場において課題等を協議しながら,医療的ケア児等コーディネーターを設置する。

## 成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等①

### 1 第6期計画等の振り返り

#### (1) 基幹相談支援センターについて

##### ア 主任相談支援専門員の配置について

令和2年度から主任相談支援専門員の資格要件を満たす者を配置し、地域の相談支援体制の強化を図っている。

##### イ 人材育成について

旭川市自立支援協議会の事務局を担っており、同協議会専門部会である、相談支援部会(相談支援ネットワーク)において事例検討や地域課題の抽出を行い、協議の中で、相談支援専門員の資質向上及び人材育成に取り組んだ。

#### (2) 委託相談支援事業所について

令和5年度から、市内を4つの地域に区分けし、各地区の一般的な相談支援を委託相談支援事業所で担う体制として整えた。これに加え、地域活動支援センターI型においても継続して一般的な相談対応を行っている。

#### (3) 指定特定相談支援等事業所について

本市では、全ての障害福祉サービス等及び障害児通所支援を利用する人に計画相談支援等の支給決定を行える体制が十分に整っていない。

#### (4) 相談支援体制全般について

本市では国が障害者福祉における相談支援の充実の観点に基づき示している図(次ページに掲載)の第1層機能が手薄であることにより、委託相談支援事業所及び地域活動支援センターI型が一般的な相談から計画相談につながるべき相談についても継続して対応する構造となっており、委託相談支援事業所の負担が増大している。これに加えて基幹相談支援センターが第2層機能の一部を負担する状態となっており、結果として計画相談支援等を必要とする障がい者に十分な相談支援体制が整えられていない状態が続いている。

### 2 成果目標(案)

国の基本指針では、「相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する」とこととされており、本市では、「障がい者が相談支援を受けやすいよう、相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制の整備を図る」とこととする。

## 成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等②

### 3 目標達成に向けての取組

(1) 基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置し、同センターを中心に総合的・専門的な相談支援を実施する。

(2) 地域の相談支援体制の強化

ア 基幹相談支援センター関係

(ア) 指定特定相談支援事業所を訪問(各事業所年1回)するなどして、地域の相談支援事業所に対し、専門的な助言を行う。

(イ) 自立支援協議会相談支援部会を年4回以上開催し、地域の相談支援機関の課題を把握し、連携して課題解決に取り組む。

(ウ) 相談支援専門員の資質向上に資する研修を年1回以上開催し、地域の相談支援事業所の人材を育成する。

イ 委託等事業所関係

(ア) 一般的な相談窓口として、広く障害者相談を実施する。

(イ) 基幹相談支援センター及び指定特定相談支援事業所と連携し、地域の計画相談支援の強化に向けた取組を行う。

### 重層的な相談支援体制

#### <第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

#### <第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

#### <第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等  
・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

「障害者福祉における相談支援の充実に向けた取組について」(国資料)

## 成果目標⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

### 1 第6期計画等の振り返り

北海道や本市(自立支援協議会)等が実施する研修に市職員が参加し、障害者総合支援法の理解に務めた。

新型コロナウイルス禍のため、令和3年度と令和4年度については対面での集団指導に代えてweb上での情報提供を実施した。

### 2 成果目標(案)

サービスの質の向上を図るための各種取組を実施する。

### 3 目標達成に向けての取組

- 北海道や本市(自立支援協議会)等が実施する研修(初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等)へ市職員が参加することで、障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する。
- 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供されるよう促すため、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組む。
- 年に1度本市が実施する事業所に対する集団指導の場において、事業所への指導事項や請求誤りの事例を説明するとともに、個別の事業所とも介護給付費等の請求に係る審査結果を適宜共有することで、請求誤り等に起因する事務負担の軽減を図る。

# 成果目標のほかに本計画において目指すこと①

## 1 旭川市障がい者福祉施設等整備方針

- ・ 「旭川市障がい者福祉施設等整備方針」を策定し、令和6年度から令和8年度までに本市補助事業の対象となる施設整備区分を明示する。
- ・ 国が示す基本指針において、「入所等から地域生活への移行」「地域生活の継続の支援」に対応したサービス提供体制の整備が求められていることを踏まえ、本整備方針に次の点を記載することを想定している。
  - 生活介護及び共同生活援助の施設整備を推進
  - 短期入所の施設整備を推進
  - 入所施設等における自家発電設備及び給水設備の設置整備を推進
  - 既存施設の老朽化により利用者の安全・安心の確保が困難となった施設の創設や修繕を推進
- ・ 今後、「旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会障害者福祉施設等整備部会」において本整備方針の案を諮問する。

## 2 障害福祉サービス事業所等における担い手不足対応【新規】

- ・ 現在、新型コロナウイルス禍によって縮小した経済の回復や少子高齢化等、輻輳した要因によって様々な業界で人手不足が叫ばれている。それは介護分野においても同様であり、支援員を確保できずに事業休廃止に追い込まれる事業者が相次いでいる。
- ・ 事業者向けアンケートにおいて、事業所運営上の課題を聞く設問に対して、「支援員の確保」という項目を75%の事業所が選択し、最上位となった。
- ・ 本市としても何らかの対応を行う必要があると認識しており、報酬を含めた雇用環境の向上や働きやすい環境づくりなど、担い手不足解消に向けた先進事例を研究し、効果的な施策構築が図られるよう努める。

## 成果目標のほかに本計画において目指すこと②

### 3 旭川市手話言語に関する基本条例関係

- ・ 平成28年7月1日に「旭川市手話言語に関する基本条例」を施行し、手話が言語であることの理解を市民に広め、手話が普及する環境の整備を図り、手話を使って安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し施策を展開してきた。
- ・ 第6期計画期間中においては、条例制定5周年記念事業として、映画上映会を開催した。
- ・ 今後も、手話施策推進会議における意見を踏まえ、様々な場面での手話の普及を目指した施策を展開していく。

### 4 障害福祉サービス事業所等における災害時対応

- ・ 豪雨や台風等の災害による福祉施設への被害が相次ぐ中、自力での避難が困難な方が安全に避難できる体制の整備が課題となっている。
- ・ 障害福祉サービス等利用者の安全確保に向けた災害対策を検討していく。